



消費生活センター かわら版



- 子どものオンラインゲーム高額課金!!
- 防犯機能付き電話機等の購入補助、
メ切迫る
- SNSがきっかけのトラブルにご用心
- 講座「子どもにスマホを与える前に
知っておきたいネットのリスク!!」
- 出前講座 体験型の新メニュー登場!!

令和5年11月発行

子どものオンラインゲーム 高額課金にご用心!!

「親が知らない間に子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまった」という相談が多く寄せられています。

<事例1>

クレジットカードの利用明細に身に覚えのない60万円の請求があった。調べたところ中学生の息子が親のクレジットカードを無断で持ち出し、スマートフォンのオンラインゲームでアイテム※を購入していたことが分かった。息子はゲームを進めるためにどうしてもアイテムが欲しかった、こんなに高額になるとは思わなかったと言っている。

※アイテム:ゲームのキャラクターが強くなるための道具

<事例2>

小学生の娘が、親のお下がりスマートフォンで無料のオンラインゲームをしていた。カード会社から高額利用の通知があり、家族で調べたところ、娘がオンラインゲームに課金していたことが分かった。スマートフォンには親のクレジットカードの情報が登録されたままになっており、娘が使うときも利用できるようになっていた。



被害防止のポイント

- ★子どもの利用状況を把握し、スマートフォンやインターネットを利用するにあたってのルールを家族で話し合しましょう。
- ★子どもが保護者の許可なく課金することがないように、クレジットカードやキャリア決済※の暗証番号はしっかり管理しましょう。
※キャリア決済:スマートフォンなどの通信料金と合算して通信会社に商品代金を支払うサービス
- ★課金時に決済完了メールが届くように設定しましょう。保護者が決済完了メールを見て早期に気がつけば高額な課金を防ぐことができます。
- ★ペアレンタルコントロール※やフィルタリングの機能を活用しましょう。
※ペアレンタルコントロール:保護者が子どもの端末の利用制限(利用時間、課金などの制限)をする機能で設定方法は端末によって異なる。

SNS※がきっかけのトラブルにご用心!

※SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)
X(旧Twitter)、Facebook、Line、Instagram等の
インターネット上のコミュニティサイトのこと

**SNSは便利で楽しいツールですが、
様々な消費者トラブルのきっかけに
なることもあります。**



<事例1>

SNS上で好きなアーティストのことで知り合った人から、手に入れることができなかったライブチケットの購入を持ちかけられ応じた。相手が指示する口座に代金3万円を振り込んだがチケットが届かなかった。SNSで連絡をしようとしたがアカウントがなくなっていた。
住所も電話番号も聞いておらず連絡できない。(高校生 女性)

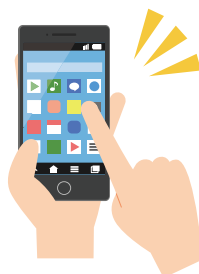
<事例2>

スマートフォンのSNSの広告に、化粧品が「10円でお試し」とあったので申し込んだ。商品が届きコンビニで代金を支払った。しばらくするとまた同じ商品が届き、申し込んでいないことを電話で申し出たら、「4回継続して取らないといけない定期購入になっており、2回目からは3980円。途中で解約はできない」と言われた。スマートフォンの広告にはそのようなことは書かれていなかったと思うが広告を探しても見つからない。(高校生 女性)



被害防止のポイント

- ★SNS上では趣味の合う「知り合い」でも、信用できる相手かどうかは分かりません。後で連絡が取れなくなった場合、返金を求めることが難しくなります。本当に信用できる相手なのか慎重に判断しましょう。
- ★中学生や高校生が被害にあう場合もあり、家族でSNSの利用方法を話し合うとともに、ペアレンタルコントロールやフィルタリング機能も活用しましょう。
- ★子供が商品を注文する前に保護者も一緒にサイトの「利用規約」「特定商取引法に基づく表記」を見て、料金・契約内容・解約条件を確認しましょう。
◎利用規約や特定商取引法に基づく表記はサイトの画面を最後までスクロールすると表示されている場合が多い。
- ★SNS上の広告で「お試し」「無料」とあっても2回目以降が高額で継続して商品が届く「定期購入」になっている場合があります。申し込む前に契約内容をしっかり確認しましょう。
- ★学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報をSNSなどネット上で送るのは危険です。送った情報を後で取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展する場合もあり慎重に判断しましょう。



子どもにスマホを与える前に 知っておきたいネットのリスク!!

子ども
同席可

参加無料

託児あり

金銭感覚がまだ養われていない子どもによる「ゲーム課金」やSNSがきっかけのトラブルが増えています。子どもにスマートフォンを触らせる前に、保護者がネットを使うリスクを知っておくことは大切です。

子ども連れでもお気軽にご参加ください!

11月18日(土)
午後2時～3時30分

★講師★ 篠原 嘉一 氏
NIT情報技術推進ネットワーク(株)
代表取締役
大阪府教育委員会ネット対応アドバイザー

- 会場／京田辺市立社会福祉センター3階
- 対象／京都府内に在住・通勤・通学の方
- 定員／60名(先着順)



■申込方法

- 電話、メール、2次元コードで、氏名、年齢、電話番号と居住地が京田辺市内または市外の別をお知らせください。
子ども連れで参加の場合は、お子さんの名前、年齢、託児の有無もお知らせください。
- 託児の対象は1才から就学前まで(託児のみ11月8日(水)締め切り。申込状況によっては受け入れができない場合もあります。)

■申込・問合せ先：京田辺市消費生活センター

- ▶ ☎0774-64-1319(京田辺市役所産業振興課内)
- ▶ メール shohi@city.kyotanabe.lg.jp

QRコード(インターネット)



2次元コード
申込はこちら



[共催] 京都府山城広域振興局／京田辺市消費生活センター

防犯機能付き電話機等購入補助金

65歳以上の市民の方に
購入費用の2分の1(上限5,000円)を補助します!

綴喜防犯協会の補助(2,000円)とWでお得!
子ども世帯と同居の方でも対象です。

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」など、特殊詐欺被害のほとんどは、自宅の固定電話に直接出たことがきっかけとなっています。

**詐欺被害防止には
防犯機能付き電話機が有効です!!**

申込期限:12月28日(木)!

※詳しくは、下記までお問い合わせください。



京田辺市消費生活センター(☎64-1319)
綴喜防犯協会 事務所: 田辺警察署(☎63-0110)



詳細はこちら



● 出前講座を利用しませんか？ ●

スマートフォンの普及でインターネット取引の機会が増え、悪質商法がますます巧妙に身近に迫ってきています。被害を最小限に防ぐためには、具体的な手口や対処法を知っておくことが有効です。

地域の皆さんで集まって、パワーアップしませんか？

京田辺市出前講座

〈メニュー〉

- ① あなたは大丈夫？
悪質商法にご用心！（一般向け）
- ② 高齢者をねらう悪質商法
- ③ インターネットトラブルあれこれ



- ご参加は10人以上から。
- 区・自治会、老人クラブ等の地域活動でどうぞ！



詳細はこちら

体験型!スマホトラブル ミニ出前講座

講師・スタッフが、申込者の用意した会場に出向く新タイプ! 実際に、自分のスマートフォンを使って学びましょう。



※スマートフォンの操作習得が主目的の講座ではありません。

- 所要時間：平日の1時間30分～2時間程度
- 定員：2～5人まで。
- 会場：市内(個人宅を除く)

例：区・自治会の公民館や集会所など。

会場でお困りの際は当センターにご相談ください。



詳細はこちら



一人で悩まず
早めに相談!

京田辺市消費生活センター

☎0774-63-1240

【平日】9時～12時・13時～16時

市役所3階 産業振興課内

(事務専用)0774-64-1319

(FAX) 0774-64-1359

